

令和6年度第2回あきる野市国民健康保険運営協議会 次第

日時 令和6年12月17日（火）午後7時30分

会場 あきる野市役所5階503会議室

1 開会

2 審議事項

あきる野市国民健康保険税について（諮問）

3 報告事項

（1）令和6年度あきる野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

（2）その他

4 その他

5 閉会

会議録署名委員（2名）

松本博恭 委員 葉山 隆 委員

出席委員（10名）

会 長	浦 野	治 光	君	会長職務代理者	原 田	ひろこ	君
委 員	松 本	博 恭	君	委 員	木 船	常 康	君
委 員	村 野	こず枝	君	委 員	山 下	佳 成	君
委 員	葉 山	隆	君	委 員	瀬戸岡	俊一郎	君
委 員	渡 辺	哲 也	君	委 員	中 村	隆 夫	君

事務局

市民部長	坂本 茂美	保険年金課長	小川 亮
健康課長	中村 昌美	徴税課長	木村 亮
国民健康保険係長	市村 正一郎	国民健康保険係主査	小野 政之
健康づくり係長	関根 桂子	健康づくり係	高水 真深子

○事務局 お待たせいたしました。皆様、こんばんは。

本日は、お忙しい中、国民健康保険運営協議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

司会を務めさせていただきます国民健康保険系の市村でございます。よろしくお願いします。

開会に先立ちまして、市民部長の坂本より御挨拶を申し上げます。

○市民部長 改めまして、皆さん、こんばんは。市民部長の坂本でございます。

本日は、大変御多用の中、また、お寒い中、運営協議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様には、日頃から、国民健康保険事業の運営はもとより、市政運営に御理解と御協力をいただきまして、感謝申し上げます。

また、本日の会議につきましては、開催の通知が直前になりましたこと、大変申し訳ありませんでした。

さて、本日は諮問事項がございます。内容は、来年度の国民健康保険税についてでございます。詳しくは後ほど説明をさせていただきますけれども、ここで令和7年度東京都に納める仮係数でございますが、事業費納付金の金額が提示されたところでございます。この納付金を納めるための財源を確保しなければならないということでございますけれども、御承知のとおり、ここ数年の被保険者数の減少により、保険税収入の減少などによって、財源確保が大変厳しい状況となっております。年を明けまして、おおむね1月10日過ぎには納付金の確定金額が示されまして、本格的に御審議をいただくことになると思いますけれども、本日お示しをいたします仮係数での結果を御覧いただきまして、委員の皆様からそれぞれの立場での御意見をお伺いできればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第、事前にお送りしております資料1から資料4、本日机上にお配りさせていただきました資料5、それと「あきる野市国民健康保険税について（諮問）（写し）」についてあらかじめお配りさせていただきました。また、このほかに委員の皆様には「東京の国保」を配付させていただいております。

資料の不足がございましたらお申しつけください。

それでは、あきる野市国民健康保険運営協議会規則第6条に基づきまして、会長に議事進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長 どうも皆さん、こんばんは。本日、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和6年度第2回あきる野市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は、寺本委員、吉田委員、増田委員から欠席の届出がございますので、報告をいたします。

また、木船委員につきましては、若干遅れるという情報が入っておりますので、皆様方、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は9名でございます。よろしくお願いいたします。定足数に達しておりますので、会議を進めさせていただきます。

それでは、まず初めに、議事録署名委員の指名でございます。

本日の議事録署名委員につきましては、あきる野市国民健康保険運営協議会規則第12条

の規定によりまして、松本委員、葉山委員のお二人にお願いをしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、議事に入りますが、発言をする場合は、挙手をもってお願いいたします。挙手した方を順番に指名させていただきますので、指名後に御発言をよろしくお願いいたします。

それでは、次第2、審議事項「あきる野市国民健康保険税について（諮問）」でございます。

本日、市から諮問があるということでございますので、事務局から説明をよろしくお願いします。

○事務局 本日は、次第にもありますとおり、あきる野市国民健康保険税につきまして、あきる野市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、諮問をさせていただきます。

本来であれば、市長が出席しまして諮問をさせていただくところではありますが、公務の都合により、本日は、市民部長から諮問書を朗読の上、会長にお渡ししたいと思います。

なお、諮問書の写しにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、あらかじめ皆様の机上に配付させていただきました。御了承ください。

それでは、市民部長、お願いします。

○会長 市民部長。

○市民部長 それでは、朗読させていただきます。

あきる野市国民健康保険税について（諮問）

国民健康保険事業の適正な運営を図るため、あきる野市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

記

1 諮問事項

国民健康保険税の税率改定について

2 諮問理由

東京都から示された国民健康保険事業費納付金の見込み等に基づき、令和7年度あきる野市国民健康保険特別会計予算を試算したところ、財源不足の発生が想定されます。

このことから、国保財政の健全化と安定運営のため、国民健康保険税の税率改定について諮問いたします。

よろしくお願いいたします。

（諮問書手交）

○会長 ただいま市から諮問をいただきました。

それでは、諮問について、事務局から説明をお願いします。

○保険年金課長 保険年金課長の小川でございます。よろしくお願いいたします。

以後、着座にて失礼いたします。

それでは、資料1から説明させていただきます。

「令和7年度あきる野市国民健康保険税について」でございます。

国民健康保険につきましては、平成30年度の制度改正によりまして、東京都から示された納付金を構成市町村が納め、そこから医療給付費を区市町村に支出し、賄うという仕組みとなっております。このたび、令和7年度の納付金額が仮係数での計算ではありますが、示されたところでございます。

資料1の1ページ目、上段の表を御覧ください。数字につきましては、以後、いずれも概

数で御説明させていただきます。表の左側、東京都全体の納付金の額は、令和7年度は4360億円余りとなり、前年度比約260億円、率にしまして5.6%の減となりました。あきる野市に割り当てられた納付金額は、表の右側、24億6000万円と、前年比1億円、4.0%の減となったところでございます。なお、都内の各自治体ごとの増減につきましては、資料2のほうを参考に御覧いただければと思います。

資料1に戻りまして、納付金が減額となった理由の一つは、1ページ目下段のグラフのとおり、近年一貫して上昇傾向が続いていた1人当たりの診療費が、令和6年度の推計値より減少すると見込まれたことによります。

ここで御注意いただきたいのは、令和6年度の推計値よりも減少見込みということでございまして、令和6年度の実績見込みからは増加を見込んでいるような状況であり、増加傾向そのものは続いていると、このように考えてございます。

次のページを御覧ください。

納付金が減額となりました理由の2つ目、こちらが被保険者数の減になります。中段のグラフのとおり、被保険者数は一貫して減少が続いており、青のあきる野市のグラフ、こちらはオレンジ色の東京都全体のグラフと形は似ておりますが、令和6年度から7年度にかけては、あきる野市のグラフのほうやや傾きがあり、東京都全体の減少率を上回る減少が見込まれております。

続きまして、2ページ目下段の表、医療費水準の統一についてでございます。医療費指数の保険料への反映係数の引下げが始まっており、令和6年度の0.83から、令和7年度は0.66に引き下げられます。あきる野市は、医療費指数が東京都の平均よりも低いことから、医療費指数の保険料への反映が減ると、相対的に負担が重くなることが見込まれます。今回、1人当たり医療費が東京都全体で減少し、被保険者数が東京都全体を上回る減少率であるにもかかわらず、納付金の減少割合が東京都全体を下回ったのは、主にこの医療費指数の反映係数の引下げによるものと考えております。

次のページを御覧ください。

納付金の額の見通しが示された状況で、令和7年度当初予算の見込みを立てたところ、上段の表のとおりとなっております。

表の右側、歳出の国民健康保険事業費納付金は、先ほど御説明したとおり、24億6000万円となっております。そのほか、保険給付費56億1000万円など、歳出総額は82億4000万円と見込んでございます。

一方、表の左側、歳入につきまして、一番上の段、国民健康保険税は、令和6年度と同じ税率で賦課した場合の試算となっており、14億8000万円余りと見込んでございます。この数値は、今年度の決算見込みと比較して約6000万円の減となり、社会保険の適用拡大が進んでいることなどが影響してございます。このほか、一般会計からの法定内繰入れ4億円などを計上し、歳出総額は76億1000万円余りと見込んでございます。

その結果、歳入から歳出を差し引いた財源不足額は、6億3000万円と見込んでございます。

これらの財源不足を解消する方法といたしまして、1つ目は基金の活用、2つ目に国民健康保険税の改定、3つ目に一般会計からの法定外繰入れ、この3つが考えられます。

ページの下段を御覧ください。

こちらは、その解消方法の一つ、国保基金の推移でございます。

国保基金は、国保事業の運営に要する費用に不足が生じた際の財源として設置されており

ます。この６年間で累計１０億５０００万円ほど財源補填として繰入れを実施いたしました。令和６年度末の残高は７３００万円余りとなっております。

次に、資料１の最後のページを御覧ください。

上段の表が、国民健康保険税の改正に関する試算でございます。

表の右側、令和７年度の財源不足額は、先ほど御説明しましたとおり、６億３０００万円であります。

これに対しまして、国保基金をどこまで取り崩した場合、どの程度の保険税率の改定が必要かを示した表となっております。

なお、案１から案３の下、一般会計からの繰入金は４億８５００万円となっており、財政当局と折衝の上設定した額となっております。

まず、案１につきましては、国保基金の残高を全額投入した場合となります。この場合、基金繰入金、一般会計繰入金を差し引いた不足額は、一番下の段、７１００万円余りとなり、平均改定率４．８％が必要となります。

次に、案２は、国保基金から２３００万円を繰り入れた場合です。不測の事態に備えまして、基金残高を５０００万円残すことを意図したものであり、この場合は、財源不足額、差引き１億２０００万円となり、平均改定率は８．２％となります。

最後に、案３、こちらは国保基金からの繰入れを行わない場合です。これは、現在、ほぼ底をついている状況にある国保基金を維持するとともに、過去の改定率が１０％を超えない範囲で行われてきたことを意識したケースであり、この場合の不足額は１億４０００万円余り、平均改定率は９．８％となります。

なお、これまでの税率改定の状況につきましては、最初にお送りしました資料３、横の表を御覧ください。こちらのグレーになっている部分が税率改定を行ったパターンになります。また、一番右側の備考欄に平均改定率がそれぞれ示されており、直近では令和４年度が９．３５％、令和５年度が６．６４％と、２年連続で改定した状況がございます。

資料１のほうにお戻りいただきまして、最後のページの下段でございます。

（３）としまして一般会計からの法定外繰入れ、１人当たりの繰入れの推移となります。

令和元年度から３年度までは総額が３億５０００万円、被保険者１人当たり１万８０００円余りで推移してまいりましたが、その後は急増しており、令和６年度は５億２４００万円、被保険者１人当たり３万２０００円余りとなっております。

法定外繰入れは、国交政府が年金受給者ですとか所得の少ない方が多く加入しているという構造的な課題を抱える中、国保加入者の負担を軽減するために、一般会計から財源を投入していただいているものであります。

法定外繰入れにつきましては、全国で東京都が最も多いことから、早期解消を国から求められておりまして、令和７年度からは、東京都の補助金を算定する際にも法定外繰入れの削減状況が反映されることとなりました。

２６市でも解消を進めている団体が増えており、法定外繰入れの削減は、避けられないような状況となっております。

資料の説明につきましては以上となります。

東京都への事業費納付金の確定額につきましては、昨年と同様のスケジュールで進みますと、年明けの１０日前後に通知されるものと考えております。本件につきましては、確定係数の通知により、再度、不足額、解消案を見直しまして、最終案として皆様に御審議いただく予定でございます。

本日と、次回の会議の際にも併せて御意見等いただければと思っております。よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

説明が終わりました。皆様から、質疑あるいは御意見のある方、よろしくお願いをいたします。

委員。

○委員 ちょっと聞きたいのですが、解消策のところ、市としては今の段階では、案の1、2、3どれをとかはありますか。

○保険年金課長 どれというところで今、もちろん決めているところではないのですが、これまで2年連続で改定しているというのがあまりない、令和4年と5年の2年連続というのはありますけれども、それ以外はありませんでした。

案1で基金を一旦全額投入しますと、基金が完全にゼロという状況になります。その場合、今年と同じぐらい、今年、6000万円の繰越金がありまして、それを基金に積んで、現在7000万円の残高なのでありますが、その状態が来年も全く同じことになるので、ゼロから6000万円になったとして、全額投入したとしても、来年また4.8%を引き上げなくては行けないと、そういった可能性が高いというふうに見ておりますので、案1だと今後は毎年上げていくようなイメージになってしまうのかなとも思います。

そうした中で、案2の5000万円には特に根拠はないのですが、何かあったときのためにというところはありますし、案3の場合は、これまで平均改定率9%台というところが多かったものですから、それに近いものではあります。

ただ、いずれも我々としては確定的なことを申し上げるつもりはございませんし、この中でどういった選択をするか御審議いただければと思っております。

○委員 ありがとうございました。

○会長 委員。

○委員 遅くなってすみませんでした。

私としては、この繰入れに関しては案2を推したいところなのですが、令和6年は1回休みにして、また次が来るということですが、8.2%という上限がありますけれども、この辺でいいのかと思っておりますけれども、年金生活者からすると、結構、最近、この保険税は大きいなと思いがちなんです。年齢が上がっていけば上がっていくほど、年金の生活にも頼らざるを得ない部分があるのですけれども、ある程度保険料を払ったとしても、このくらいの負担をしてくれないといけないのかなという実感を持っております。

○会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○委員 お聞きしたいのですが、法定外繰入れ、令和6年度はもう決まったのですよね。下がっていますけれども、どのような根拠で決まったのか。1人当たりの額も違いますよね。それが聞きたいのと、もう一つは、保険の水準化のところなのですが、今までのところで最後の係数をゼロに持っていくというのですが、今は、あきる野市はどの辺にあるのか。また、今度、2番目の8.2%の増加でもいいのですが、そうすると係数はどこに移るのか、それを教えていただければと。

○会長 事務局。

○保険年金課長 まず、法定外繰入れの令和6年度5億2400万円という数字でございま

す。こちらは、令和５年度が年度の途中で１億円ほど補正を行っておりまして、その結果、令和５年度が一番高くなったと。計算値では、この５、６年の令和に入ってからでは最も高くなったという状況でございます。

令和６年度につきましては、当初予算で１億円の基金の取崩しを行いまして、それを充当したということも、先ほどの資料の基金のところで御覧いただければと思いますが、令和元年度から６年度の間では、１億円の繰入れというのは最も少ない年でございました。

また、医療費単価が上がっている状況の中で、令和６年度につきましては、保険税率の改定を行わなかったという状況がございますので、結果的に令和６年度の法定外繰入れが５億２４００万円ということで、令和５年度に続く高さとなったと見てございます。

次に、医療費指数の係数、令和６年度０．８３のものが、０．６６ということで令和７年度は予定されております。これはもう確定しているものでありますので、この０．１７引き下げることによる影響額、令和６年度算定に置き換えて考えますと、おおむね３０００万円程度、市としては負担が増えるというような形になります。

先ほど１ページの頭で、東京都全体が５．６％下がっているという御説明をして、あきる野市は４．０％しか下がっていないという状況がございます。ここにその３０００万円、医療費指数反映係数の部分を換算すると、１．３ポイントぐらいにはなりますので、東京都が５．６％減、あきる野市は５．３％減ぐらいのイメージ、その影響が医療費指数０．６６になることによる影響額、約３０００万円ぐらいと見てございます。

最後に、８．２％税率改定の増加ということですがけれども、この部分は東京都の事業費納付金の確定数値、この辺りが出てこない、税のほうの見込みも最後まで細かく精査していかないと確定はできないところでありますけれども、８．２％、この数値よりも抑えられれば、でもやはり８．２％ぐらいにはなってしまうのかなというところは、その辺りは確定係数等出てみないと何ともというような状況で今、認識しております。

以上です。

○会長 市民部長。

○市民部長 補足でよろしいでしょうか。

委員から御質問の医療費指数０．６６という点ですがけれども、これは東京都全体で医療費指数をこの数字にするというものですので、東京都の２６市、２３区、あと島嶼も含めまして、全ての自治体で０．６６という医療費指数を使うということです。パーセンテージが下がったり、税率が上がったり下がったりとかということはあまり影響がなくて、あまりというか全然影響がなくて、医療費指数が１だったものを０．１７ずつ下げてゼロに向かうという、これは東京都の施策ですので、０．６６に変わりはありませんので、お願いいたします。

○会長 委員。

○委員 今、国でも見直されている１０３万円の壁がありますよね。あれは、かなり働く人が多くなって、今度は国保から健保というか、厚生年金のほうに移る人がかなり増えてくるような感じがするのですけれども、そうするとここに出てくる被保険者数の指数というのは、来年度以降、もっと急激に変わってくるのではないかと思います。そうすると、この見込みというのはもうちょっと厳しめに見ていかないといけないということはないのでしょうか。どうでしょうか。

○会長 事務局。

○保険年金課長 今、議論されている税法上の１０３万円の壁ですとか、あるいは１０６万円の壁というのは、保険に加入しなくてはいけない、そういったラインになってくるのかと

思います。

こちらは令和7年度の税制改正に盛り込まれるのではないかというふうに見てございまして、令和7年度保険税の今回のものには直接影響はないのですが、ただ、令和8年度以降は、それが実現した場合には当然ぐっと上がるという可能性があります。

そういったことから、段階的に上げていくということは必要なことではないかと考えておりますし、また、そのほかにも議論されている高額療養費の負担の引上げですとか、そういったものももろもろ影響してまいりますので、特に令和7年度の税制改正を注視しながら、令和8年度以降、結構上がるだろうというところも念頭に置きながら議論する必要があるのかなと、このように考えてございます。

○会長 委員。

○委員 よろしく願います。

これまでの推移を見ますと、令和4年度に平均改定率9.35%に変えましたと。令和5年度に6.64%をやって、令和6年度は上げなかったと。その代償として1億円を繰り入れたということになって、案を見ますと、1、2、3とあるのですが、繰入金を使うというのはやはりいかなものかなと。先ほど委員が言っていましたけれども、103万円の壁が変わって、年収が130万円に増えると、社会保険にどんどん入っていくということになりますと、加入者がもっと減っていく、イコール税収がさらに減っていく。医療費は横ばいだとしても結局上がってしまうということで、令和8年度のために繰入金等々は残しておいたほうがいいのかなと。

といっても、令和7年度だけ見ますと、9.8%というのはやむを得ないかもしれないですが、基金をちょっとだけ崩して、9以下になるような感じで、まずはやむなしと思いますけれども、やはり来年、130万円で社会保険に移動して減ってしまうということも考えますと、温存しておいたほうがいいのかなと思いますので、5000万円残すというのはいいのではないのでしょうかと思います。

○会長 ありがとうございます。

ほかに質疑、御意見ございますでしょうか。委員。

○委員 願います。

基本的に、ずっと国の今までの保険の政策が都に来て、それから、各地方自治体ということで任されて、それに対してのいろいろな意見を集約して、保険税制に影響させようと思うのですが、基本的には健保のほうはある程度保たれるけれども、低収入とか、あとは年齢が高い人とか、そういった人たちが国保の中にぐっと凝縮されているので、悪い部分と言ったらおかしいですが、非常に弱い部分だけが残っていて、これを市とその被保険者だけで持てという基本的な考え方自体が、最初にこういう基金をぽんと6億円とかつくってやっているのにもかかわらず、その基金が減って、もともと足りないのだという発想を市のほうではぜひ国とか都に伝えてほしいなと思うのです。

弱いところだけにしわ寄せが来ているので、今後、先々もどんどん国保のほうは細っていくと思うのです。細っていくところに、弱い人たちにその負担を預けるというのはいかなものかなと思うので、その辺は基本的な考え方をもうちょっと、市の方もかなり苦労はされていると思いますけれども、そういう意見があるということをぜひ伝えてほしいなと思います。よろしく願います。

○会長 ありがとうございます。

○会長 事務局。

○保険年金課長 今、委員がおっしゃったとおり、国保につきましては制度上で難しい部分があるというところは重々承知しているところでございまして、何としても国ですとか、もう少し補助率、負担を引き上げてほしいということで、全国市長会からの要望ですとか、東京都市長会からの要望、また、担当課長会のほうでも会議がございますので、そういったところからも東京都や国に強く働きかけていきたいと、このように考えてございます。

○会長 ほかにございますでしょうか。委員。

○委員 今の意見とかぶってしまうのですけれども、そうすると国民健康保険の構成というのは、社会保険に入っていない方、つまり130万円以下とか106万円以下の人と、それから5人以下の個人事業主の方だけが構成員ということになりますと、今言ったようにどんどん厳しい状況になっていってしまう。逆に、社会保険の130万円を178万円ぐらいに上げてくれれば保険税は増えるのでしょうかけれども、それはあり得ないでしょうか、基本的には国民健康保険を国民、市民で維持するということ自体がもう限界なのではないかなということで、その辺の基本的な考えをもうちょっと国のほうに訴えて、維持しやすい形にしたいなという意見を言ってほしいと思います。

○会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

まだ数字は流動的みたいなので、今、各委員のおっしゃっているように、先を見通すと非常に厳しいという部分はどうしても眼下にあるという話がありますので、今日は当然まだ決定前の話なので、皆さんはこの資料を見て、自分の思っている部分、忌憚ない御意見をいただければいいなと思っておりますが、よろしくお願いします。

委員。

○委員 案1、2、3とあるのですが、例えば案2の場合の税率で、あきる野市の平均的な家庭における負担増の試算をして、それが市民の方のコンセンサス、同意が得られるかというところの問題だと思うのです。それがなかなか厳しいというのであれば、案2から1のほうに偏らなければいけないし、納税する人たちの意識も、危機感を持つてのものであれば案3に近くということになると思うのですが、その辺は、次回また試算とかの数字が出てくると思うので、それを見て決めたいと思っております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

事務局。

○保険年金課長 実際に具体的にどう引き上げるか、この改定率というのは税収の見込み総額に対してどれくらい税を引き上げるかという形になってございますので、次回お示しする際には、例えば応益負担がどうか、応能負担がどの程度か、それによってどの程度影響があるのか、その辺りは把握して、市民の方に合意を得られるような数値となるかというところを認識しながら数字を出しまして、次回の会議のときにお示しできればと考えてございます。

○会長 委員。

○委員 毎回、基金がパンクしそうだという話を聞かされていると、やはり案3に近いところで市民の方に納得していただくのがいいのだろうけれども、9.8%というのはどの辺の落としどころになっているかというのは、私たちからするとよく理解できないところなので、その辺を検討していただいて、決めていただきたいと思います。

以上です。

○会長 事務局。

○保険年金課長 これまで仮係数から確定係数で数字が結構変わっているというところもございますので、その辺りの数字をしっかりと把握した上で、改めて正確な数字をお示しできればと。御理解いただける数字をつくれればと考えております。よろしくお願いします。

○会長 ほかにございませんでしょうか。

今日の段階では、また次回でも構いませんので、資料を見た限りの御意見だと思いますので、よろしくお願いします。

質疑、御意見はよろしいですか。

それでは、本日のところはほかに御意見もないようですので、また、時間の都合もございますので、この辺で質疑、御意見のほうは終わらせていただきたいと思いますと思っております。

諮問を本日いただきましたので、一度お持ち帰りいただきまして、次回の運営協議会で改めてまた御意見、質疑をお願いできればなと思っておりますので、よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○会長 異議なしという声をいただきましたので、次回の日程につきましては、後ほど事務局から御報告していただきますので、よろしくお願いします。

次に、次第3の報告事項の（1）「令和6年度あきる野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」、事務局より報告をお願いいたします。

○保険年金課長 資料4を御覧ください。

こちらは、令和6年度あきる野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

内容といたしましては、会計年度任用職員の期末及び勤勉手当の支給月数の引上げに伴いまして、歳出の特定健診事業経費を3万円追加するとともに、その財源といたしまして、歳入の基金繰入金を3万円追加したといった内容でございます。

11月28日に市議会に上程しまして、可決いただきましたので、御報告させていただきます。

以上となります。

○会長 報告が終わりました。

この件について、質疑、御意見のある方はよろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので次に移りたいと思います。

続きまして、報告事項の（2）「その他」、事務局からよろしくお願いします。

○保険年金課長 本日、机上配付させていただきました資料5を御覧いただけますでしょうか。

急になってしまったのですが、高額療養費資金貸付基金についてでございます。

高額療養費資金貸付基金の制度につきましては、制度の設立当時、医療費が高額になった際には、被保険者が自己負担の全額を一旦支払いまして、その後、市から高額療養費を支給する。そして、支給されるまでに数か月を要するという状況がございました。

こういった背景がございましたので、被保険者の一時的な経済負担を軽減するために、高額療養費資金貸付基金を設置しまして、貸付事業を過去実施しておりました。

その後、平成24年度から、限度額適用認定証を提示することで、被保険者が医療機関に

支払うのは自己負担限度額までとなったため、貸付けの必要性がなくなっている状況でございます。

資料にありますとおり、基金の額は５００万円でございますが、実際の貸付けは平成２４年度を最後に行われておりません。

今後も活用の見込みがないという状況でございますので、基金の廃止を検討しているところでございます。

可能であれば今年度中を目途に進めたいと考えておりますので、ここで御報告させていただきます。

説明につきましては以上です。

○会長 ありがとうございます。

皆様から質疑、御意見、確認を含めて何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、次に移りたいと思います。

最後になりますが、次第４の「その他」であります。事務局から何かあればお願いします。事務局、どうぞ。

○事務局 次回の令和６年度第３回運営協議会の開催日程につきましては、今のところ令和７年１月２８日火曜日を予定したいと思っております。

東京都からの確定係数等の通知時期を踏まえまして、後日、決定した日程を御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

次回の日程ということでございます。来年の１月２８日火曜日ということで、予定いかがでしょうかということでございます。皆様から何かございましたらお願いします。

皆様、日程のほうは大丈夫でしょうか。

それでは、この日程で、予定という形になりますが、よろしくお願いをいたします。

皆様からほかに何かございますでしょうか。

それでは、ないようでございますので、これをもちまして本日の議事を全て終了したいと思います。

皆様、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。